平成２２年（フ）第５１８号
兵庫県明石市魚住町中尾539番地の２　デュオプレステージ明石魚住パラーシオ203号
債務者　有本　尚之
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３００号
福島県いわき市平下平窪古川町１番地の３
債務者　堤　　孝光
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第３０１号
福島県いわき市平下平窪古川町１番地の３、前住所東京都墨田区押上３丁目42番２―301号　シャンテ押上Ⅱ
債務者　堤　　亜紀（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第３４５７号
大阪府高槻市西町29番９号
債務者　古川　勝治
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８２２号
大阪府東大阪市東石切町３丁目10番16号
債務者　長岡　良子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１２５号
大阪府池田市天神２丁目３番10―Ａ―202号
債務者　アウルタームこと　富田　宗雪
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１７１号
大阪市平野区瓜破２丁目４番２―310号
債務者　吉本美智子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３４３号
大阪市平野区瓜破西３丁目11番18号
債務者　田口　昌悟
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７０４号
大阪市城東区天王田13番10号　ファミリーハイツ２番館303
債務者　髙倉　秀明
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７６４号
大阪市西成区玉出西１丁目６番４号　コスモレジデンス601号室
債務者　吉岡　真弓
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７８５号
大阪市住吉区苅田３丁目14番20―304号
債務者　淺野　純一
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８３１号
大阪市城東区関目１丁目18番29号
債務者　大城通信こと　大城　　賢
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８５８号
滋賀県栗東市林439　南井ハイツ24号室、住民票上の住所滋賀県草津市木川町865番地３
債務者　北川　律子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９０６号
大阪府豊中市原田元町２丁目６番13号
債務者　小椋　三郎
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９０７号
大阪府豊中市原田元町２丁目６番13号
債務者　小椋　幸枝
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９７０号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番10―417号
債務者　池田　雄一
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１３８号
大阪府高槻市南大樋町１番１―536号
債務者　天神　令子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２０４号
大阪府茨木市三島丘２丁目30番２―202号
債務者　箕澤恵美子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部